

## いのちの希望 自殺予防ミニ講演会のご案内

**と き** 8月6日(火)  
午後2時～3時(受付開始 午後1時30分)

**ところ** 市役所本館3階大会議室

**講師** 吉田 精次先生  
(藍里病院 依存症研究所所長)

**演 題** 自殺予防啓発活動として大切な  
ゲートキーパーの役割について

**参加料** 無料 **申込期限** 7月31日(火)

**申込方法** 以下のいずれかの方法で、いのちの希望事務局まで申し込みください。  
電話：088-652-6171  
FAX：088-623-9141  
Eメール：online@inochinokibou.or.jp

問い合わせ **健康推進課**  
☎ 22-2268 FAX 22-2245

## 児童手当現況届の提出

児童手当現況届の提出が必要な方には現況届を送付しています。案内が届いた方は6月中に必ず提出してください。

### 提出が必要な方

- ・児童または配偶者の住民票が吉野川市にない方
- ・離婚協議中などで配偶者と別居中の方
- ・施設などの受給者の方(里親の方など)
- ・配偶者からの暴力などにより、住民票の住所が本市と異なる方
- ・本市の課税台帳で所得状況を確認できない方
- ・その他、本市から提出の案内があった方

**受付期限** 6月28日(金)

**受付場所** こども未来課(本館1階)または各支所(川島・山川・美郷)

### 手続きに必要なもの

- 現況届(提出が必要な方には送付しています)
- 受給者の健康保険被保険者証の写し

### 児童と受給者の住所が異なる場合

- 申立書

※その他必要に応じて別途書類が必要な場合があります。

問い合わせ **こども未来課**  
☎ 22-2266 FAX 22-2245

## 本人通知制度

「本人通知制度」とは、事前に登録している方に、住民票の写しや戸籍などの証明書を本人の代理人や第三者に交付した場合、交付した事実を本人に書面で通知する制度です。

この制度は、住民票の写しなどの不正請求の抑止および不正取得による個人の権利侵害の防止を目的としています。制度を利用するためには、事前登録が必要です。

※代理人や第三者への住民票の写しなどの交付を拒否したり、交付の可否を問い合わせる制度ではありません。また、通知内容に請求者の氏名や住所などの個人情報は記載されません。

### 登録できる方

本市に住民登録(消除された住民票を含む)または本籍(除かれた戸籍を含む)がある方

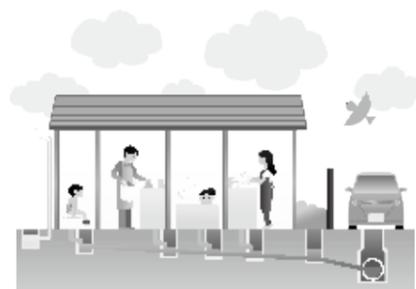
登録方法および登録に必要なものなど、詳しくは問い合わせください。

問い合わせ **市民生活課**  
☎ 22-2210 FAX 22-2245

## 下水道への接続をお願いします

下水道は衛生的で住みよい生活環境の実現をはじめ、川や海の水質保全など、大きな役割を担っています。下水道が整備された地域にお住まいで、まだ接続していない方は、早期の接続をお願いします。

市の下水道工事は「公共ますの設置」まで行いますが、宅内の排水設備につきましては、各家庭、事業所の負担となります。



問い合わせ **下水道課**  
☎ 22-2258 FAX 22-2254

## 人権の花咲くまちづくり条例の改正 と人権相談窓口の案内

人権意識を高めるためには「人権教育が重要」であることを明確に示し、また「相談体制の充実」を図るため吉野川市人権の花咲くまちづくり条例(平成25年吉野川市条例第10号)を次のように改正しました。

### (施策の推進)

第4条 市は、吉野川市人権施策推進計画を指針として、人権教育及び人権啓発に関する事業、人権問題に関する情報の収集及び提供等人権尊重のまちづくりを推進するために必要な事業を行うものとする。

### (相談体制の充実)

第5条 市は、市民等の人権相談に的確に応ずるための体制の充実に努めるものとする。

問い合わせ **人権課**  
☎ 22-2229 FAX 22-2260

本市では、市民の皆さんが安心して生活できるよう人権相談窓口を設置しています。気軽に相談ください。



相談窓口 **市人権センター**  
(市役所本館2階人権課内)  
☎ 22-2229 FAX 22-2260

## 緊急地震速報訓練を実施します

全国瞬時警報システム(Jアラート)を活用し、緊急地震速報訓練を実施します。防災行政無線による最大音量の放送、防災・行政メールの送信などが行われます。

**と き** 6月20日(木)  
午前10時ごろ



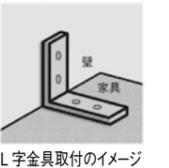
問い合わせ **危機管理課**  
☎ 22-2235 FAX 22-2248

## 家具転倒防止器具の設置を行います

今後発生することが予想される巨大地震に備え、無料で家具転倒防止器具の設置を行います。

### 該当世帯

- ① 75歳以上の高齢者のみで構成された世帯
- ② 身体障害者手帳1級または2級の交付を受けた方がいる世帯
- ③ 療育手帳A1またはA2の交付を受けた方がいる世帯
- ④ 精神障害者保健福祉手帳1級の交付を受けた方がいる世帯



※無料で設置できるのは1世帯につき3組以内です。  
※予算の範囲内、先着順となります。  
※ある程度申請件数がまとまり次第の設置となります。

設置を希望される方は、危機管理課(東館2階)および各支所(川島・山川・美郷)に備え付けの申込用紙に記入し、提出してください。

問い合わせ **危機管理課**  
☎ 22-2235 FAX 22-2248

## 重度心身障がい者等医療費 受給者認定の更新

対象者には関係書類を送付しています。

**受付期限** 6月28日(金)まで

### 手続きに必要なもの

- (更新)申請書
- 健康保険被保険者証の写し
- 令和6年度(令和5年中)所得課税扶養証明書(※必要な方[令和6年1月2日以降に転入した対象者、配偶者、扶養義務者][市外在住の扶養義務者][住所地特例該当者])
- 介護証明書(身体障害者手帳2級所持者のうち常時介護を要する方)

### ☆自動更新となる方☆

後期高齢者医療被保険者証・吉野川市国民健康保険証をお持ちで引き続き該当する方は更新手続きが不要です。8月からの受給者証は7月中に送付します。

問い合わせ 受け付け **社会福祉課 障がい福祉係**  
☎ 22-2263 FAX 22-2260

ひとりで悩まずに相談してください。

とくしま自殺予防センター ☎088(602)8911 FAX088(652)2327 9:00~16:00(土・日・祝日・年末年始除く)

「児童虐待かも?」と思ったら、迷わず児童相談所全国共通ダイヤル「189」へ連絡を!